

げんこくだいりにんいけんちんじゅつようし
原告代理人意見陳述要旨

ねん がつ にち
2019年4月23日

べん ごと し さい ざわ ゆ か
弁護士 採 澤 友 香

だい
第1 はじめに

この裁判で、北さんは国に対して、2つのことを主張しています。

1つ目は、1957年頃、優生手術を無理やり受けさせられ、体
も心も傷つけられたことは違法だということです。

2つ目は、体も心も傷つけられたにもかかわらず、国が被害
回復のための法律を作つくってこなかったこと、言い換えると、国
が優生手術の被害を放置してきたことは違法だということです。

今回、北さんは、二2つ目の点について主張しています。

これに対して、国は、「国家賠償法によって被害を回復すること
ができたはずだ、他の法律を作つくる必要はなかった」一と
いっています。

しかし、国家賠償法によって被害を回復するためには、現実的に

は裁判を起す必要^{さいばん お ひつよう}があります。今回北^{こんかいきた}さんが求^{もと}めているのは、

裁判を起すこと^{さいばん お}なく被害^{ひがい}を回復^{かいふく}する~~ためのを受けられる~~法律^{ほうりつ}を

国^{くに}がつく作^さることです。ですから、国家賠償法^{こっかばいしょうほう}だけでは、北^{きた}さん

の思^{おも}いを叶^{かな}えることはできません。

第2 国^{くに}による先行行為^{せんこうこうい}

1 国^{くに}がどのような法律^{ほうりつ}をつくるのか、どのような政策^{せいさく}を進めるの

か、ということは、ある一定^{いってい ていど}の程度^{ていど}までは、国^{くに}に任^{まか}されています。

しかし、国^{くに}は、優生手術^{ゆうせいしゅじゅつ}による被害^{ひがい}回復^{かいふく}のために法律^{ほうりつ}や政策^{せいさく}をつ

くる必要^{ひつよう}がありました。それは、国^{くに}こそが、優生思想^{ゆうせいしそう}を広^{ひろ}め、優生

手術^{しゅじゅつ}を積極^{せつぎよくてき}的に進^{すす}めてきた張本人^{ちやうほんにん}だからです。

国^{くに}は、優生手術^{ゆうせいしゅじゅつ}を実施^{じっし}するためには、本人^{ほんにん}を拘束^{こうそく}してもよいし、

だましてもよいし、麻醉^{ますい}で眠^{ねむ}らせてもよい」というお達^{たつ}しを出^だし

ました。

それだけでなく、当時^{とうじ}の厚生省^{こうせいしょう}の責任者^{せきにんしゃ}は、優生手術^{ゆうせいしゅじゅつ}の実施件数^{じっしけんすう}

が思^{おも}うように伸^のびないことに焦^{あせ}りを感じ^{かん}じ、都道府県^{とどうふけん}の担当部署^{たんとうぶしょ}に

向^むけて、積極^{せつぎよくてき}的に優生手術^{ゆうせいしゅじゅつ}を行^{おこな}うように指^た導^としました。例^{たと}えば、

ある責任者は、手術の実施件数が予算上の件数を下回っているから、啓蒙活動によって手術の件数を増やすように求める手紙を送りました。これを受け、各都道府県は、優生手術の件数を競い合っていました。

北海道では、強制不妊手術が1000件を突破したことを喜び、記念誌を発行して他の都道府県にも配り、自画自賛していました。

京都府では、府の担当者が、病院や障害児の施設に向けて、優生手術の実施に協力してほしいという手紙を送っていました。

このように、優生手術は、国が強い主導権をにぎり、全国各地で推進されました。

それを後押しするように、優生思想や優生手術を広く深く根付かせるような教育も行われました。

例えば、当時の高校の保健体育の授業では、優生思想や優生手術について指導をすべきことが、「学習指導要領」という国のルールで定められていました。ある教科書には、「劣悪な遺伝を除去し、健全な社会を築くために優生保護法がある。マルかバツか。」を問い、「マル」と答えさせる問題文もありました。他の教科書

には、「優生結婚の立場からは自らの家系の遺伝病患者の有無を確かめるとともに、相手の家系についてもこのことをよく確かめることが先決問題である。」「もちろん一方の家系に遺伝病があっても、やむを得ない場合には法の規定によって優生手術ができるので、専門家に相談するとよい。」という記載もありました。

国のこのような強力な主導権で進められた政策により、北さんを含め、全国各地で、多くの人が優生手術の被害にあいました。

- 2 北さんをはじめ、多くの方は「あなたは子どもをもうけてはならない」と決めつけられ、無理やり手術を受けさせられました。「あなたは子どもをもうけてはならない」という決めつけは、言い換えれば、「あなたのような子どもが生まれては困る」という決めつけをすることです。手術によって、体も心もボロボロにされるだけでなく、北さんをはじめ、優生手術の被害者は、国という大きな権力により、生まれてきたこと自体を否定されたのです。

国により、生まれてきたこと自体を否定される。

これほどまでに個人の尊厳が踏みにじられることはありません。

憲法 13 条は、個人の尊厳、つまり、誰でも、あるがままに生きていく権利を保障しています。「生まれてきてはいけない」人は、誰一人いません。

3 国が生み出したこのような被害を回復するためには、国がより一層強力な主導権で被害回復のための法律をつくり、政策を進めていくほかありません。

これまでも、多くの人々が被害にあい、その被害が深刻な場合には、国が法制度をつくり、被害回復が図られてきました。水俣病の被害やハンセン病患者の隔離政策による被害に関する法制度がつくられたことは、その一例です。

国が自ら推し進めた政策にきちんと責任を持って対処することが、いま、求められています。

第 3 結語

先日、衆議院で、優生手術の被害者に対して一時金等を支給する法律案が可決され、今月中に法律として成立するといわれています。しかし、法律案の内容は、国の謝罪が明記されていないこ

と、一時金の金額が極めて低いことなど、とても中途半端なものになっています。

その原因は、優生手術が憲法に違反するものであったということとを、国が正面から認めていないことにあります。

優生手術が憲法に違反するものであったのかどうか、この点について国がはっきりとした態度をとらない限り、この裁判での大事な問題を議論することはできません。

また、これからいまつくられようとしている法律や制度は、本当の意味で、優生手術の被害を回復するものにはなりません。さらに言えば、優生思想は、今後も生き延び続け、同じ歴史が繰り返されることになるでしょう。

国は、今後も、優生思想を放置し続けるのでしょうか。

国により生まれてきたこと自体を否定された北さんらの苦しみを受けとめ、国は、裁判の中で、一刻も早く、被害回復に向けた誠実な対応をとるべきです。以上